

## 善通寺市週休 2 日工事实施要領（土木工事編）

### （趣旨）

第 1 条 この要領は、建設現場における現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休相当）の確保に向け実施する善通寺市週休 2 日工事（以下「週休 2 日工事」という。）のうち、土木工事に係るものに関して必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事）

第 2 条 土木工事において週休 2 日工事を実施する対象は、次のいずれかに区分するものとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休 2 日に取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。

（1）発注者指定型

発注者が指定した工事

（2）受注者希望型

受注者から週休 2 日工事としたい旨の申し出があった場合において、発注者が適当と認めた工事

### （対象期間）

第 3 条 対象期間とは、工事着手日から竣工日までの期間。（年末年始休暇 6 日間及び夏季休暇 3 日間を除く）なお、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

### （休工日の確保）

第 4 条 休工日の確保は、次に掲げる内容とする。

- （1）週休 2 日工事の受注者（以下「受注者」という。）は、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上を現場閉所を行ったと認められる状態にしなければならない。また、完全週休 2 日の場合は、原則として、一週間のうち土曜日及び日曜日を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合は、この限りでない。
- （2）受注者は、休工日の振替を行うことができる。ただし、完全週休 2 日において、やむを得ず土曜日又は日曜日を休工日にできない場合は、前後 7 日以内の土曜日又は日曜日以外の曜日に休工日の振替を行うものとする。
- （3）受注者は完全週休 2 日において、降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は直後の土曜日又は日曜日と振替を行うことができる。

(休工の定義)

第5条 前条の休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(入札公告等における記載)

第6条 発注者は、発注者指定型の工事の場合及び協議により受注者希望型の工事とすることが可能な工事の場合は、入札公告及び特記仕様書に週休2日工事であることを記載するものとする。

(工事着手前の確認手続き)

第7条 受注者は、工事着手までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

(1) 発注者指定型の場合

完全週休2日又は4週8休相当を選択し、休工日が確認できるように施工計画書に記載するとともに工程表を作成し、その工程について監督職員と協議しなければならない。

(2) 受注者希望型の場合

受注者は、週休2日工事への取り組みを希望する場合、週休2日工事を実施する旨を工事打合せ簿に記載して、週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに監督職員に提出しなければならない。

監督職員は、工事打合せ簿及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休2日工事の実施の適否について受注者に工事打合せ簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第8条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事である旨を記載するものとする。

(工事完成時の実施状況報告)

第9条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

(工事監督員の休日確保の取組み)

第10条 発注者は緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の補正)

第11条 発注者は、受注者が週休2日工事を実施した場合は、受注者の取り組み状況について、経費の補正を行って変更契約をする。

(1) 発注者指定型

当初設計で対象期間及び月単位の週休2日を達成した場合の補正を行い、対象期間及び月単位の現場閉所日数の割合（現場閉所率）を確認し、対象期間及び月単位で4週8休相当に満たないものは、その達成状況に応じて変更設計を行う。

※1 4週8休相当：28.5%（8日／28日）

※2 現場閉所率＝対象期間（月単位）の現場閉所日数／対象期間（月単位）の日数×100

(2) 受注者希望型

当初設計で4週8休の補正を行わず、受注者が週休2日工事を実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて増額の経費補正を行う。

2 発注者は、前項の規定に基づき経費補正をしたときには、遅滞なく受注者と変更契約を行うものとする。

(工事成績評定)

第12条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者側に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で評価する。